

農家の皆さま・農地を相続した方へ

農地を相続したときは、 届出が必要！

(農地法第3条の3)

対象者

相続等(※)によって農地の権利を取得した方

(※) 相続、遺産分割、包括遺贈など

届出先

農地の所在する市町村の農業委員会

相続発生日からおおむね10か月以内に届出が必要です。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本届出は、法務局への相続登記とは別に必要な手続です。

また、相続したものの、地元を離れていて管理ができない場合には、農業委員会が管理のご相談や、借り手を探すお手伝いをしますので、管轄の農業委員会までお問い合わせください。



農林水産省HPで農地の相続に係る届出や登記、税の特例措置などの情報を発信しています。

農地相続ポータル



金武町農業委員会事務局

電話：098-968-4717